

川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究審査要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究取扱要綱(以下「要綱」という。)第3条第3項の規定に基づき設置する川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究審査会(以下「審査会」という。)の所掌事項、組織、運営等について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市長が要綱に基づく共同研究及び受託研究を行うに当たって、要綱第2条の受入基準に基づき研究の適合性、妥当性を審査し、受入れの可否について意見を述べること。
- (2) 要綱第2条の受入基準の各号の要件に対し、その内容を検討し詳細を公表すること。(別表1)
- (3) その他、運用に関して、意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、経済労働局都市農業振興センター所長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 経済労働局都市農業振興センター農業振興課長
 - (2) 経済労働局都市農業振興センター農地課長
 - (3) 経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター所長
 - (4) 経済労働局産業政策部企画課長

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理する。

(審査会の運営)

第5条 審査会は、委員長が委員を招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 審査会は、第2条に規定する事項を適正、客観的に審査するため、学識経験者等から意見聴取をすることができる。

(会議の公開等)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

- 2 審査会は、その審査した結果について必要があると認められるときは、その要旨を公表するものとする。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センターに置く。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

2 共同研究及び受託研究を実施する際の手続き等については、別に定める共同研究・受託研究受入れの手引きによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年1月22日から施行する。

別表 1

受入基準

要綱第 2 条の受入基準の各号の要件は、次の内容等が該当する。

要綱第 2 条	該当する内容
(1) 本市農業の発展に貢献する研究であること。	① 他地方自治体や大学等との共同研究 ② 作業効率の向上や重労働である農作業の負担軽減となる研究 ③ 化学合成農薬、化学肥料の使用を節減した栽培等環境保全型農業につながる研究 ④ 土壌分析や養液分析等ほ場管理に関する研究 ⑤ その他
(2) 研究の成果が市内の農業従事者又は地域のために活用されるものであること。	① 直売農家向けの新しい品種や作型に関する研究 ② 将来的に有望になることが予測される農作物の研究 ③ 生産者の役に立つ新しい農業用資材に関する研究 ④ 新規に導入を考える農薬等の実証試験 ⑤ その他
(3) 関係法令に違反しないものであること。	① 農薬の場合は、農薬登録されているもの、又は登録見込みのもの ② 作物は法令で栽培が禁止されていないもの ③ その他
(4) 本公設試の本来の業務に支障を生じる恐れがないこと。	① 共同研究等の受入れによって発生する負担について、企業等が相当程度の役割を担う場合 ② 本公設試及び地域の他の作物に支障を及ぼさない研究 ③ その他
(5) 本公設試単独の研究では実現が困難であること。(共同研究の場合のみ)	① 本公設試が備えていない設備等を利用した研究 ② 企業等の研究実績や知見に基づく研究 ③ その他